

総務教育常任委員会資料

(平成25年6月7日)

〔件名〕

- ・第1回教育協働会議の概要について 【企画課】・・・1
- ・平成25年度中国地方知事会第1回知事会議等の結果について 【企画課】・・・3
- ・関西広域連合委員会の概要について 【企画課】・・・21
- ・日本海沿岸地帯振興連盟の総会等について 【企画課】・・・別冊

未来づくり推進局

第1回教育協働会議の概要について

平成25年6月 7日
企 画 課
教 育 総 務 課

1 教育協働会議の開催目的

「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」の実現と効果的な施策の検討、取組を行う。

2 開催日時・場所

- (1) 日時 5月22日(水) 午前11時～正午
(2) 会場 県庁 第4応接室

3 教育協働会議委員

(1) 有識者

氏名	所属
浅雄 淳子	学校・家庭・地域の連携による教育推進委員会 委員、鳥取県PTA協議会 事務局長
坂根 徹	伝習館代表、湯梨浜学園 理事長、鳥取県私立学校審議会 委員
福浜 隆宏	鳥取県社会教育委員会 委員、日本海テレビ 報道部長 (今回は欠席)
松原 厚子	学校支援ボランティア (羽合小学校、北浜中学校) 代表、鳥取県青少年問題協議会 委員
谷川 裕美	鳥取県青少年問題協議会 委員、鳥取県有害図書類指定審査会 委員、ソレイユ法務・FP事務所 代表
横井 司朗	学校法人鶏鳴学園 理事長、全国専修学校各種学校総連合会 理事

(2) 鳥取県

知事、統轄監、未来づくり推進局長

(3) 鳥取県教育委員会

教育委員長、教育委員、教育長

4 有識者委員からの主な意見

【学力向上に向けた取組】

① 教えるスキルの向上

- ・ 指導する側の問題として、特に高校に感じるが、人事異動が不可解である。8年経過で進学校から専門校へ、あるいは数年で県教委へとといった人事がある。本当に力のある先生が現場で対応されているだろうかと思う。
- ・ 力のある先生がつけば独りでに生徒は伸びていく。退職したベテランの力のある先生を若手の先生の養成係につけ、マンツーマンで授業技術を引き継いでいく取組をしてはどうか。

② 補習授業

- ・ 学習事項を定着される補習授業も必要だが、伸びる子はそれだけでは満足できない。かつては早朝や午後に補習を行っていたが、今は行われていない。これも労務的な問題があるようであれば、退職された方を活用すればと思っている。補習授業を行い、勉強の幅を広げたり、深める取組を行ってはどうか。

【学ぶ意欲】

- ・ 勉強好きな子どもを増やすというのが理想。意欲喚起の取組として、例えば、土曜日に、いろいろな分野の一流の人を招き、講演会を行う等の取組を少しでも多くしてはどうか。
- ・ 計算力がないので、計算力を基礎としたことを教えようとする、土台のところから上に積み上げられない。そこから進めないで数学が嫌になってしまうということがある。
- ・ 勉強自体と言うよりも、辛いこと、嫌なことを乗り越える経験が大事ではないかと思う。教えていても、すぐにあきらめてしまう子どもが多いなと感じている。
- ・ 全ては意欲をどう引き出すのかという、その仕組み作りにつきる。学校を上げて、鳥取県全県をあげて、学習意欲だけでなく、生きる意欲をどう引き出していくのか、その仕組みを皆で考えていくことがベースとして大事である。

【家庭関係】

- ・ 保護者の横のつながりが非常に希薄になっており、そうした中でいじめの問題などが出てきているのではないかと。保護者がいろいろな問題を抱えながら、孤立している現状を掘り下げていかないといけないと考えている。
- ・ 一人親家庭が増えており、一所懸命子育てされているが、子どもに影響を与えている。家庭のあり方を私たち自身で考えていかないといけないし、学校が安心できる場でないといけない。
- ・ 子どもたちを変えようと思えば、親が変わらないといけないと感じている。
- ・ どうしてよいのか分からないお母さんも多く、皆が手を携えて子どもを見ていこうという意識が希薄になってきているのではないかと。お母さんを受け止めてあげることをしないと、お母さんも子どもたちも受け止められないところがあるのではないかと。

【不登校】

- ・ 家庭の問題もあると思うが、鳥取県は共稼ぎの世帯が多いこともあり、母親の所為だけにしたいくない。社会全体で子育てをする母親をフォローするような雰囲気を作っていただきたい。
- ・ 小中学生の不登校の場合において、都会のようにフリースクール等、子どもたちの居場所になり、そこに行くことで学校への出席扱いになる機関がない。公的な機関以外は出席が認められておらず、私立を信用していないと感じる、そういった鳥取県の現状がある。
- ・ 不登校に陥ったときの居場所づくり、そこで回復させるための時間をしっかり持てる場所を設ける必要があると思っている。
- ・ 発達障がいについて、医療と教育、福祉の3つが連携しないと絶対に解決しないと思っている。確かに今大分出来てきたが、まだちゃんと出来ていると思えない。自分のところでは、医療機関、福祉施設とのネットワークを自分で作ってきたが、公がある程度セットできるのではないかとこの思いがある。

5 今後の予定等

- ・ 知事部局と教育委員会とが連携して、意見への対応を検討する。
- ・ 夏頃に、第2回目の教育協働会議を開催し、意見への対応について検討状況等を報告し、さらに議論を深める。
- ・ 教育協働会議での議論を基に、予算への反映及び必要に応じた「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」の修正など、具体的な取組・施策につなげる。

平成 25 年度中国地方知事会第 1 回知事会議等の結果について

平成 25 年 6 月 7 日
企 画 課

5 月 30 日（木）、米子市皆生で開催された平成 25 年度中国地方知事会第 1 回知事会議及び平成 25 年度第 1 回中国地域発展推進会議等の結果概要は、次のとおりです。

1 平成 25 年度中国地方知事会第 1 回知事会議

- (1) 開催日 5 月 30 日（木） 12:50～15:10
- (2) 開催場所 皆生つるや「折鶴」
- (3) 出席者 平井伸治鳥取県知事、溝口善兵衛島根県知事、伊原木隆太岡山県知事、湯崎英彦広島県知事、山本繁太郎山口県知事
- (4) 主な内容

①広域連携検討会報告

- 事務局から、以下の 3 項目について、平成 24 年度の実施状況報告を行った。
 - ・中国ブロック内の事務・施設の共同化
 - ・中山間地域等の地域医療確保対策の検討
 - ・海外からの観光客誘致に係る共同キャンペーンの実施
- ドクターヘリの運航に係る広域連携（地域医療確保）について、本年 1 月 23 日に中国 5 県で基本協定が締結され、準備が整った県間から順次運航が開始されている旨報告があり、全国的にパイオニアを開きつつあるとの評価があった。
- 平成 25 年度は、以下の 2 項目を新たに連携テーマに追加することで合意した。
 - ・災害時の公衆衛生活動チームの創設及び派遣調整
 - ・地域産業振興のための共同取組の検討・実施

②広域連合検討会報告

- 広域連合の検討（国出先機関の事務・権限の移譲）については、引き続き国の動きを注視していくこととなった。
- ドクターヘリの共同運航など広域連携については、国の動きと関係なく、合意できるものは並行して進めていくことで合意した。
- 時代はスピード感を求めており、広域連携を加速させるため、知事のコミットメントで解決できるような組織が必要であることから、機能強化のための広域連携機構的なプラットフォーム（検討体制）について検討し、各県のコンセンサスを得ながら、次の知事会議までに組織のあり方、進め方及び重点項目を詰めていくこととなった。
- 広域連携検討会で平成 25 年度に取り組むこととされた 5 つのテーマ以外に、以下のテーマについて、新たに検討項目の候補とされた。
 - ・広域防災のより緊密な連携（島根原発、南海トラフ巨大地震を想定した準備等）
 - ・防災担当者の人事交流
 - ・スギ花粉症対策

③共同アピール（意見交換）

○以下の6項目について、共同アピールを採択した。【資料1】

- ・真の地方分権改革の推進について
- ・地方税財源の充実について
- ・日本再生に向けた地域経済活性化のための基盤整備について
- ・地域農林水産業の振興について
- ・住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について
- ・微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

○道州制の議論は大切であり、国民的な議論として行われるよう、中国地方知事会としても声を上げていくことで合意した。

2 平成25年度第1回中国地域発展推進会議

(1) 開催日 5月30日（木） 15:30～17:00

(2) 開催場所 皆生つるや「舞鶴」

(3) 出席者 清水昭允鳥取商工会議所連合会会長、宮脇和秀島根経済同友会代表幹事、岡崎彬岡山県商工会議所連合会会長、深山英樹広島県商工会議所連合会会長、川上康男山口県商工会議所連合会会長、山下隆中国経済連合会会長、平井伸治鳥取県知事、溝口善兵衛島根県知事、伊原木隆太岡山県知事、湯崎英彦広島県知事、山本繁太郎山口県知事

(4) 主な内容

①省エネルギー・節電対策等の推進（意見交換）

○中国電力から、昨年度の電力需給状況や今年度の見通しについて説明があり、中国地域に向けた省エネルギー・節電を呼びかける共同アピールを採択した。【資料2】

○行政、経済界、消費者が節電疲れとならないよう、官民が一致協力して節電に取り組んでいくことが合意された。

②中国地域の諸課題（意見交換）

○中国地方知事会から、第1回知事会議における地方分権、道州制の議論について報告を行った。

○中国経済連合会から、道州制の実現についてこれまで一貫して主張してきたこと、毎年、政府への要望、中国地方各地での講演会等の取組を行ってきたこと、今後も地方の活性化につながる道州制の推進に取り組んでいくこと、などが報告された。

○経済界からは、道州制はそれぞれ地方の実情を踏まえた制度とすべき、道州制のメリット、デメリットを明確に示し、国民を巻き込んだ議論とすべき、などの意見があった。

3 平成25年度中国圏広域地方計画推進会議

(1) 開催日 5月30日（木） 17:00～17:30

(2) 開催場所 皆生つるや「折鶴」

(3) 出席者 伊藤美都夫鳥取県議会議長、原成充島根県議会議長、渡辺英気岡山県議会議長、林正夫広島県議会議長、畑原基成山口県議会副議長、平井伸治鳥取県知事、溝口善兵衛島根県知事、伊原木隆太岡山県知事、湯崎英彦広島県知事、山本繁太郎山口県知事

(4) 主な内容 平成26年度中国圏の発展推進に関する提案の編成等

真の地方分権改革の推進について

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、社会保障の維持と財政健全化の両立、長引くデフレの克服、国際競争力の向上と持続的な経済成長の実現など、困難な課題に直面している。

これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域の多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげることが必要であり、そのためにも、地方分権改革を推進し、真に自立した地域社会が形成される分権型国家への転換を図らなければならない。

安倍内閣においては、総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が設置され、地方公共団体の代表を含む地方分権改革有識者会議での議論も進められており、地方分権改革の一層の進展が望まれるところである。

国においては、地方分権改革を進める観点から、国が本来担うべきもの以外の事務は住民に身近な地方が担うことを明確にした上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国出先機関改革等による国の事務・権限の地方への移譲を、適切な財政措置と併せて、一層のスピード感をもって一体的に進めていくべきである。

さらに、国から地方への権限移譲など地方分権改革の具体策の策定に当たっては、地方分権改革有識者会議やその専門部会のほか、国と地方の協議の場に分科会を設けるなど、地方の意見を反映できる仕組みを構築すべきである。

こうした中で現在、与党を含む複数の政党において、道州制基本法案の早期制定に向けた議論が行われ、議員提案による法案の国会提出に向けた調整も行われているところである。

道州制は、国の統治機構のあり方を根本から変えるものであり、中央集権体制を改め、国と地方の役割分担や権限を抜本的につくり直す観点から、中央政府、道州、基礎自治体のあり方、地方の自立を確保する税財政制度や財政調整制度等について、地方の意見を十分にくみ取りながら、制度の検討を行う必要がある。

併せて、国においては、道州制が我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすのかという観点から、道州制の具体的な姿やメリット・デメリット等を積極的に情報発信し、国民的な議論を喚起していくことも必要である。

地域が抱える事情や課題はそれぞれに異なり、全国一律の基準や制度では解決が困難な状況となっている。地域の元気の総和が国の元気であるという観点に立ち、国はいま一度、地域のことは地域が決めるという地方分権改革の原点に立ち返り、その実現に向けた道筋を明確にするよう強く求める。

中国地方知事会は、これまで国と対等な立場で真摯に協議し、地方分権改革の推進に取り組んできた。今後も、真の分権型社会の確立に向けた議論を進め、地方の立場から積極的に発言していくとともに、強い覚悟と責任を持って改革に取り組んでいく所存である。

平成25年5月30日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎

地方税財源の充実について

平成25年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.4兆円減の17.1兆円となった一方で、一般財源総額は0.1兆円増の59.8兆円が確保されたが、地方一般歳出は、社会保障関係経費が増額される一方で、投資的経費等が削減されたため減少している。

さらに、給与関係経費については、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方との十分な協議を経ないまま、一方的に地方交付税が削減された。地方の防災・減災事業や地域の活性化等の課題に対応するための事業費が特別枠として給与削減額とほぼ同額で計上されてはいるが、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題であり、また、地方の固有財源である地方交付税の性格を否定するものであり、極めて遺憾である。

また、臨時財政対策債は依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されておらず、加えて、社会保障と税の一体改革については、社会保障制度改革国民会議において審議が始まったものの、地方と協議を行う状況にはなく、進展しているとは言い難い。

一方、地域自主戦略交付金については、各省庁の交付金に移行し、メニューの大括り化、事務手続きの簡素化等の運用改善を行うこととされた。

また、経済対策として創設した基金は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等において、期間延長など必要な見直しが図られており、一定の評価ができる。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 平成25年度策定予定の「骨太の方針」について、地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費をはじめとした地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足等を踏まえたものとする。
- (2) 地方財政法の趣旨とは異なり、臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが法定されている。法律に則り、早期に法定税率の引き上げによる交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消し、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

- (3) 地方はこれまで国に先んじて人員の大幅な削減や独自の給与削減を断行し、既に国を上回る不断の行革を実施している。今後の公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、国、地方を通じた中長期的な行財政改革の視点から、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行うこと。

なお、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方向的に減額することで、国が地方公務員の給与削減を強制する今回のような措置は、地方自治の根幹にも関わる問題であり、二度と行わないこと。

- (4) 地域自主戦略交付金から移行した各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

- (5) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

- (6) 森林環境税（仮称）の創設や「地球温暖化対策のための税」の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

- (7) 自動車取得税については、平成25年度与党税制改正大綱において、2段階で引き下げ、消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で抜本的改革を行うこととされたが、その代替財源措置が具体的に示されていない。

自動車取得税は都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっていることから、その廃止に当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのない十分な代替財源として、地方税又は少なくとも地方譲与税による安定的な税財源措置を講ずること。

なお、税制の抜本的な見直しを行う際には、社会資本整備や高齢化の状

況による地域間の行政コストの相違に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2. 社会保障と税の一体改革

- (1) 今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革に当たっては、「社会保障制度改革国民会議」で現在行われている検討に地域の現場の意見を反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論し、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 消費税の引上げに当たっては、経済状況の好転に努めるとともに、中小事業者への転嫁対策等による配慮、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対応、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずること等に加え、地方が既に厳しい行財政改革に取り組んできている状況を踏まえ、国においても徹底した行財政改革を行うこと。
- (3) 地方消費税引上げに伴う増収に見合う地方一般財源総額の確保を図るため、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、地方財政計画に適切に積み上げること。
また、地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、引上げ分の地方消費税について、基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきであること。
- (4) 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性を是正する方策を講ずることとされている。この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税の税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう、幅広い検討を行うべきであること。

平成25年5月30日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎

日本再生に向けた地域経済活性化のための基盤整備について

我が国の経済は、緩やかなデフレ状況にあるものの、株価の回復等景気の持ち直しの動きが見られる中、このような改善の兆しを景気回復につなげ、経済を大胆に再生させることが最大かつ喫緊の課題となっている。

こうした中、安倍内閣は「強い経済の再生なくして、日本の将来はない。」との認識の下、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を柱として、経済再生に向けた諸施策を強力に推進するとともに、国民生活の安心、成長基盤の強化を図るため、社会の重要インフラの整備を進めている。

国を挙げての取組が進む中で、地域においても、国の政策にしっかりと呼応し、「地域の再生なくして、日本の再生はない。」との思いを共有し、積極的な取組を進めていく必要がある。

中国地方は、全国的にも優れた産業集積や、歴史や自然など豊かな観光資源に恵まれている。これらの地域資源を生かした産業振興、観光振興などを一層推進し、地域の活性化を図っていくためには、中国地方全体の経済・交流基盤や国際競争力の更なる強化に資するインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠である。

また、社会インフラの整備は、災害の発生時においても機能する国土づくりの観点からも極めて重要である。

については、地域の交流・連携・連結機能の重要な基盤であると同時に、災害発生時においても、極めて重要な役割を果たす高速道路ネットワーク等の早期整備をはじめ、国際拠点港湾、重要港湾の整備に向けた取組など、地域の産業力・観光力の強化に資するとともに、災害にも強い基盤整備を進めるため、次の項目について一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在していることから、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、日本海側と瀬戸内海側の連携を強化するとともに、災害に強い国土構造を構築するためにも、中国横断自動車道岡山米子線など暫定2車線供用区間の早期4車線化を図ること。

2 高速道路の料金制度の具体化等

高速道路の料金制度については、対距離制を基本とし、全国共通の水準とすべきであり、特に本四高速道路の料金については、全国プール制への組み入れ、償還期間の延長など、必要な措置を講じること。

併せて、国の高速道路等の料金施策により影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。

3 地域高規格道路等の整備促進

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うとともに、高速道路ネットワークと一体となって地域や空港・港湾等の物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路や主要な国道・地方道について、整備促進のための所要の予算を確実に確保すること。

4 高速鉄道網の整備

高速鉄道網の整備について、改めて国として明確な方針を示すこと。

また、方針の決定に当たっては、特に高速鉄道網の整備が立ち遅れている地方に配慮したものとすること。

5 港湾の整備促進等

(1) 中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

(2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、今般改正された港湾法に基づく「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての選定港を指定し、支援措置の拡充を図ること。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港」に選定された港湾の機能の充実・強化を図ること。

平成25年5月30日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	伊	原	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	山	本	繁	太郎

地域農林水産業の振興について

農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰など、厳しい環境にある。

一方、住民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の供給、農地や森林が有する国土保全への貢献や農山漁村の美しい景観・伝統文化の継承など多面的機能に対する期待が着実に高まりつつあり、更には、急速な国際的食市場の拡大や国内のライフスタイルの変化などに、一層の対応が要請される状況にある。

国では、こうした状況は、我が国農林水産業の大きな変革期にあるとして、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し農林水産業の振興を強力に推し進めるため、「攻めの農林水産業」の展開が示されたところである。

この「攻めの農林水産業」の展開では、「需要のフロンティアの拡大」、「生産から消費までのバリューチェーンの構築」、「生産現場（担い手、農地等）の強化」を戦略の3つの柱に、平成26年度からの本格的な実施を視野に施策が検討されている。

特に、「生産現場の強化」については、農林水産業の多面的機能を評価した「日本型直接支払い」、人・経営体に着目した経営所得安定対策を柱とする「担い手総合支援」として、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金、経営所得安定対策など、既存制度の見直しによる新制度の創設が検討されている。

については、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた安定的な制度の構築

(1) 中国地方では、生産基盤や生産物流通・資材調達のコストなどにおいて、条件不利な農山漁村を数多く抱えている。

こうした地域では、住民が相互に協力し、小規模ながらも地域資源や地域の特色を生かした農林水産物を、多様化する消費者ニーズに対応し供給してきた。

また、このような対応を通じ、不利な条件を克服する地域づくりを進めてきたところであり、長年のこうした努力が農山漁村の健全な形成に大いに貢献してきたところである。

については、「日本型直接支払い」や「担い手総合支援」など新制度の創設に当たり、こうした地域の実情を反映した、きめ細かな支援がで

きる仕組みとすること。

- (2) 安定した担い手の育成や国土の有効な活用を促進し、多くの農林水産業の課題を解決するためには、生産者をはじめ関係者が将来に向かい、しっかりと対策に取り組む体制を構築することが肝要である。

このため、新制度創設に当たっては、法制化を含む安定した制度とすること。

2 「日本型直接支払い」の制度設計

- (1) 中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金など、既存制度における共同活動については、組織的な対応による農地の保全・活用や集落営農の組織化、地域コミュニティ形成など、地域の健全な維持・保全に大いに貢献してきた。

新制度においても、集落や地域が一体となって取り組む活動に支援を継続するとともに、既存制度の支援水準をベースとし、農業者等に分かりやすい制度設計とすること。

- (2) 高齢化の進展や担い手の減少など、集落機能が脆弱となりつつある実情に即し、こうした共同活動を広く展開することは、地域の健全な維持・保全を図る上で重要かつ肝要な事項である。

このため、新制度に当たっては、広く制度へ参加できる柔軟な要件の設定や事務負担軽減に配慮すること。

3 「担い手総合支援」の制度設計

農林水産業の振興に当たり、担い手の育成確保は恒久的課題であり、地域の実情に応じた担い手を安定的かつ継続的に確保していく必要がある。

については、担い手が経営力を高め、地域の農林水産業の核となるために、地域が必要とする担い手を柔軟に設定し、担い手が安心して将来ビジョンを描くことができる経営所得の安定化に資する制度とすること。

また、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消の強化策として表明された、農地の中間的受け皿の設置に当たっては、実効性及び持続性が確保される制度とすること。

平成25年5月30日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	山本	繁太郎

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校上空での飛行や、民家土蔵の倒壊、窓ガラスの破損などの実害も生じている。

こうした事態について、国の認識と現地の認識に相違があり、事態の改善が図られないという問題がある。

また、米軍機訓練における空域使用について、国と米軍の事前調整の内容が明らかにされたところである。

オスプレイについては、平成25年3月に岩国基地を利用した飛行訓練等が関係自治体や地域住民に訓練計画の詳細な内容が明らかにされないまま実施されている。

関係自治体では、独自に、また全国知事会などを通じて、オスプレイの事故原因と再発防止のための安全対策等について十分な説明を行うよう要請を行ってきたところであるが、未だ地域住民の安全性への懸念は払拭されていない状況にある。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置するなど、国の責任において実態把握を実施すること。
- (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。
また、その結果を住民や関係自治体に説明すること。
- (4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図るため、国と地方の話し合いの場を設置すること。

2 飛行訓練の事前の情報提供

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

3 日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

4 オスプレイの安全対策等に関する説明

オスプレイについては、事故再発防止のための安全対策について、国の責任において、関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うとともに、飛行訓練に当たっては、飛行ルートや頻度など訓練計画の詳細な内容の説明を行うこと。

平成25年5月30日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	山本	繁太郎

微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

本年1月以降、中国の北京市を中心に、深刻かつ広範囲な微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染が発生し、国内においても西日本で一時的にPM2.5濃度の上昇が観測されたこと等により、この問題に対する国民の関心が高まってきた。

このような状況を踏まえ、2月に環境省において「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」が設置され、微小粒子状物質の濃度が上昇した場合における注意喚起のための指針値や濃度レベルに応じた行動の目安が示された。

しかし、地方においては、微小粒子状物質による健康への影響に関する情報が不足しており、注意喚起のための暫定的な指針に基づく注意喚起実施の際の行動の目安を含め、国民の不安を払拭するための十分な情報提供が困難である。

また、注意喚起実施の判断が自治体に委ねられているが、専門家会合で示された判断方法の精度が十分でないことから、適切な注意喚起の実施が難しい。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

1 国民へのきめ細かな情報提供

微小粒子状物質による健康への影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。

2 注意喚起の正確性の向上

「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起について、全国の観測データの収集・分析に基づく、より精度の高い判断方法、効果的な周知方法を示すこと。

平成25年5月30日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎

ライフスタイルを見直し、省エネ・節電を進めよう

東日本大震災の発生以降、安定した電力需給への懸念が続く中、地球温暖化防止を図るため、私たちは、これまでのライフスタイルを今一度振り返ることの呼びかけを行い、皆さまとともに省エネルギー・節電に取り組んでまいりました。

今夏については、政府の電力需給見通しによれば、最低限必要な電力は確保できるとされていますが、火力発電の高稼働を続けることで必要な供給力を何とか確保している状況であり、温室効果ガスの増加も大変懸念されるところです。

こうした状況も踏まえ、現在、政府において、新たなエネルギー・環境政策の検討が進められています。その中で、太陽光・風力などの再生可能エネルギーの活用をはじめ、火力・原子力を含めた最適なエネルギー供給のあり方が検討されており、一方で、エネルギーを消費する側にも、これまでのライフスタイルを見直すなどの努力を続けていくことが求められています。

政府の見通しにおいても、企業や家庭における節電努力が今年も着実に実行されることが前提となっており、引き続き夏場の軽装、空調や照明・パソコン等の使い方の見直しなど様々な節電の取組を実践するとともに、エコドライブの推進、エコカー・省エネ設備の導入、ノーレジ袋の推進なども実行してまいります。

中国地域の皆さまにおかれましても、日常生活の中で省エネルギー・節電に取り組むことで、地球にやさしく快適に過ごす「エコライフ」を実践していただき、職場・家庭・学校などでそれぞれにおいて取組を広げていただくようご協力をお願いいたします。

平成25年5月30日

中国地域発展推進会議

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎
中国経済連合会会長	山下隆
鳥取県商工会議所連合会会長	清水昭允
島根経済同友会代表幹事	宮脇和秀
岡山県商工会議所連合会会長	岡崎彬
広島県商工会議所連合会会長	深山英樹
山口県商工会議所連合会会長	川上康男

関西広域連合委員会の概要について

平成25年6月7日
企 画 課

平成25年5月23日に開催された関西広域連合委員会の概要は、次のとおりです。

1 日時及び場所

日 時：平成25年5月23日（木） 13時40分～
場 所：大阪市内（リーガロイヤルNCB）

2 委員会の概要

1 発電用軽水型原子炉の新規制基準について

- ・原子力規制庁山本審議官から、7月に施行される原子力発電所の新規制基準について、基本的な考え方、新たに設ける基準などについて説明を受けた。
- ・説明後、「原子力防災対策に関する申し入れ」を原子力規制庁山本審議官に連合長から提出した。
【資料1】

2 道州制のあり方研究会との意見交換について

- ・関西広域連合が設置している「道州制のあり方研究会」の新川座長（同志社大学大学院教授）、山下副座長（関西学院大学教授）ほか2名の委員と意見交換が行われた。
- ・主な意見は次のとおり。

[平井知事] 道州制の法案には不足がある、根本的な国家観として問題があるということ。特に、国については整理合理化としか定めがなく、都道府県を廃止し、市町村には都道府県の事務を移すとある。市町村の力量として、多くの事務を受けることができるのかどうか検証がないまま、市町村の区域は現行を基本とすると若干言及してある。

[松井知事] 道州制の目的・意義というのは、日本の人口構造も変わっている中で、地方が責任を伴いながら自立し自己決定できる体制が必要だということ。

[仁坂知事] 国に残す事務について、理由を含めて説明責任を果たしながら決めるべき。道州間の財政調整と道州内の財政調整を初めからビルトインしておかなければ困る。

[山田知事] 住民自治というものが地方自治の基本の中にあるが、団体自治の話ばかりになって住民自治の話が消えていってしまう。道州間や道州内の一極集中に対する問題についても指摘していただければ、大きな議論の基礎になる。

[飯泉知事] 単なる地方行革ということではなくて、新しい国づくりだということであると、地域振興立法権、地方に関わるものについては地方にまかせてほしい。

[井戸連合長] なぜ今更これまでかなり実力をつけてきている都道府県を潰して、道州に持って行かなければいけないのか。関西広域連合のように、広域事務については責任を持って行う特別地方公共団体の仕組みは、一つの知恵として十分機能している。

[山下副座長] 一つは統治の体制をどう考えるか。もう一つはその体制のもとで、どのような活動、どのような行政サービスの提供がおこなわれるのか。住民の方からみて重要なのは改革があって、それがサービスの質なり、サービスの提供のやり方なりが変わり、良くなったということが実感できることが大事なこと。

[北村委員] 道州の導入が住民の自己決定権の拡大にどう具体的に貢献し、住民へのサービスや生活を向上させるのかが課題だと思っている。

- ・新川座長から、本日の意見交換結果も踏まえ、さらに検討を進めるとともに、6月に中間論点整理を研究会で行いたいとの発言があった。

3 協議事項

① 今夏の節電対策について

- ・昨年並みの節電（平成22年夏と比べて9%削減を目安）の着実な実施に向け、家庭へは、エアコンの28度設定やこまめな消灯などを、企業へは、空調・照明・OA機器における節電対策など具体策を提示し、家庭や企業に呼びかけていくこととした。

② 平成26年度国の予算編成等に対する提案について

- ・提案書（案）を各府県市で最終確認し、6月上旬に国に対して提出することを決定した。

4 報告事項

① ワールドマスターズ国際大会（WMG）招致に向けたトリノ視察【資料2】

- ・関西広域連合が誘致を検討しているワールドマスターズ国際大会（WMG）について、今年8月に開催されるトリノ大会の運営の状況や開催地の波及効果の調査等のため、平井委員、門川委員を団長とする視察団を派遣するとの報告があった。

② 関西広域連合トッププロモーション

- ・中国本土及び東南アジアに大きな影響を持つ香港などへ関西の魅力をアピールし、観光誘客を図るトッププロモーションを9月に行うことについて、山田委員から報告があった。

原子力防災対策に関する申し入れ

本日、原子力規制庁から説明を受けた、原子力発電所の新たな規制基準が7月から施行される。今後、新規規制基準に基づく審査を終えた発電所から順次、再稼動が認められていくことが見込まれる。

一方、発電所の安全対策と対応をなすべき、地域の原子力防災対策については、その拠り所となる原子力災害対策指針が未だ完成の域に達していないため、概ね30kmを目安に設定されるUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の所在県、関係周辺府県においても、十分に対応できているとは言えない状況にある。UPZ外の地域についても、放射性物質の拡散への備えが必要であることが同指針で明記されているが、その具体的な指針が示されていないため、円滑に対策を進めることが難しい状況にある。

原子力防災対策は、多重防護の観点から、発電所の安全対策のみならず、発電所周辺地域の防災対策にも万全を期しつつ、さらに、放射性物質の拡散に備えた広域的な対策（いわゆるPPAの導入）も含めて、総合的に講じられる必要がある。

以上については、これまでから広域連合として繰り返し申し入れを行ってきたところであるが、新規規制基準が制定されようとしているこの時期に、改めて下記の事項について、政府及び原子力規制委員会に対し責任ある対応をされるよう申し入れる。

記

1 大飯原発に関する新規規制基準の適用について

- (1) 大飯原発については、新規規制基準施行前に新基準案に基づく確認作業が行われているが、その適合状況を厳正に確認するとともに、国民にわかりやすく説明すること。
- (2) 確認作業の結果、新基準案への不適合があった場合には、直ちに運転を停止すること。

2 新規規制基準について

- (1) 十分な審査体制のもとで新規規制基準に基づき安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行った上でなければ発電所の運転を認めないこと。発電所の運転を認める場合は、周辺地域の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。また、福島第一原発事故の原因究明等により基準に反映すべき事項が明らかになった場合は、速やかに見直しを図ること。
- (2) 信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定安全施設（仮称）の設置など新基準施行後5年間の猶予期間が設けられた対策については、猶予期間を設定した理由を国民に分かりやすく説明するとともに、可及的速やかに対策を完了するよう事業者を指導すること。
- (3) 安全上重要な施設に関わる活断層の判断を迅速に行い、その判断根拠について、関係自治体の理解を得るとともに、国民に分かりやすく説明すること。
- (4) 新規規制基準については、工学的、技術的な視点だけでなく、従前の原子炉立地審査指針で求められていた原則的立地条件を厳格に継承するとともに、原子炉周辺の環境にも配慮した明確な原子炉設置基準を設けること。

3 原子力災害対策指針について

- (1) 今後の検討課題となっている「プルームの影響を考慮したPPAの導入」やプルーム通過時の防護措置となる「安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用のあり方」については、特に広域的な影響が懸念されるため、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改正すること。また、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、避難等においてSPEEDIや気象予測情報の具体的な活用を図ること。
- (2) 現在、広域連合で関西圏域全体の受入調整を行っている所在県、関係周辺府県の広域避難対策について、実効性ある広域避難計画が策定できるよう、迅速かつ適切に方針を示すとともに、必要な調整を図ること。
- (3) 事業者とUPZの区域を含む自治体との安全協定について、未締結の自治体と早期に締結するとともに、指針の改定に合わせて柔軟に内容の充実を図るよう、国として事業者を指導すること。また、安全協定によらずとも、これらの自治体と国や事業者との間で平常時から情報連絡や意見交換を行うとともに、安全の確保について地域から提言できる法的な仕組みを構築すること。
- (4) 指針に沿って地域が実施する原子力防災対策については、人員配置や地域の実情を踏まえた自主的な取組も含めて、国において必要な財政措置を行うこと。

4 パブリックコメントのあり方について

原子力発電に関するパブリックコメントについては、立地自治体はもとより、万一の場合に被害が想定される自治体については、一般的なパブリックコメントでしか意見が言えないというのではなく、国と地方自治体との信頼構築の意味でも、関係自治体へ意見照会を行うこと。

平成25年5月23日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸 (和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由 紀 子 (滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二 (京都府知事)
委 員	松 井 一 郎 (大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
委 員	門 川 大 作 (京都市長)
委 員	橋 下 徹 (大阪市長)
委 員	竹 山 修 身 (堺市長)
委 員	矢 田 立 郎 (神戸市長)

平成 25 年 5 月 23 日

ワールドマスターズゲームズ (WMG) トリノ大会
視察団の派遣について

国際マスターズゲームズ協会 (IMGA) 会長から検討依頼のあった、WMG2021 年大会の関西招致に向けた検討作業に資するため、本年 8 月に開催される同トリノ大会の運営の状況や開催地への波及効果等について調査するとともに、同協会会長等への表敬を行うため、下記のとおり視察団を派遣する。

1 視察団の名称

関西広域連合 WMG トリノ大会視察団

2 視察の目的

- ① WMG の運営状況等調査
- ② IMGA 会長等要人表敬 等

3 視察の日程

*期間、行程等は調整中であり、今後変更することがある。

平成 25 年 7 月 31 日 (水) ～8 月 5 日 (月) 6 日間 (予定)

<行程案>

7 月 31 日 (水)	関空発、トリノ着
8 月 1 日 (木)	IMGA 会長等表敬、組織委員会運営状況調査 競技視察 等
2 日 (金)	
3 日 (土)	オープニングセレモニー視察 等
4 日 (日)	トリノ発
5 日 (月)	関空着

4 視察団の構成

団 長	関西広域連合委員 (鳥取県知事)	平井 伸治
同	関西広域連合委員 (京都市長)	門川 大作
団 員	関西広域連合本部事務局長	中塚 則男

ほか、本部事務局、鳥取県、京都市、兵庫県の職員
5 名程度を予定

